

瑞浪市プレミアム付商品券Q&A

よくある質問

ここでは、皆様より寄せられる、よくあるご質問にお答えします。

1. 瑞浪市プレミアム付商品券はどこで買えますか？

販売期間は令和元年9月29日(日)～令和2年2月28日(金)です。
販売日・販売場所等については下記のとおり実施します。

【平日販売】場所：瑞浪商工会議所 9時～12時・13時～16時

【土日販売】場所：瑞浪商工会議所 9時～12時・13時～16時
9月29日(日)、10月19日(土)、10月20日(日)、11月16日(土)、
11月17日(日)
(指定日以外の土、日、祝日、年末年始は除く)

【コミュニティーセンター販売】 各日10時～12時、13時～16時
大湫コミュニティーセンター 10/28(月)
釜戸コミュニティーセンター 10/29(火)、30(水)
日吉コミュニティーセンター 10/31(木)、11/1(金)
稲津コミュニティーセンター 11/5(火)、6(水)
陶コミュニティーセンター 11/7(木)、8(金)

2. 商品券購入時に必要なものはありますか？

商品券を購入する際には、必ず市から送られてきた「プレミアム付商品券購入引換券」と、当日お越しいただく方の身分証明書(免許証や保険証等)が必要です。

3. 有効期限はありますか？

利用できる期間は令和元年10月1日(火)～令和2年3月13日(金)の間となっています。

4. 有効期限を過ぎたら使えないのですか？

有効期限後の利用はできません。また、商品券の現金化等もできませんので、期限内でのご利用をお願いします。

5. お店によって使えない商品やサービスはありますか？

商品券も現金同様の取扱いを行ってもらえるよう加盟店へお願いしていますが、店舗によっては利用対象外のサービス等がありますので、ご利用の際にご確認ください。換金性の高いもの(商品券、ビール券、図書カード、切手・収入印紙、プリペイドカード等)、たばこ等は利用対象外となります。



6. 瑞浪市外のお店で利用できないのですか？

瑞浪市外の事業所ではご利用になれません。加盟店一覧等で利用可能店舗をご確認ください。

7. おつりは出してもらえますか？

おつりはお出しできません。額面以上のお買物でのご利用をお願いします。

8. 税金や公共料金の支払いに商品券を利用することはできますか？

商品券は登録された事業所での商品の購入、サービスの提供を受けるために利用できるものなので、税金や公共料金の支払いには利用できません。

9. 商品券を購入したのですが、不要になったので買い戻していただけますか？

お客様の都合による買い戻しには応じられません。有効期限内に加盟店でのご利用をお願いします。

10. 商品券が破れたり燃えたりした場合には交換してもらえますか？

乱丁落丁があった場合には交換いたしますが、それ以外は原則交換できません。盗難・紛失・その他の事故等につきましては、その責めを負いかねますのでご了承ください。



瑞浪市プレミアム付商品券発行事業事務局

TEL 0572-67-2222 FAX 0572-67-2230 (瑞浪商工会議所内)

瑞浪商工会議所ホームページ <http://www.mzcci.or.jp/>